

(行政報告)

小規模特認校活性化推進事業の実施結果について

教育部

市では、大山小学校を地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、大山小学校および大山小学区の活性化のため、大山小学校を小規模特認校に指定し、令和3年4月1日より従来の通学区域は残したままで、大山小学校に通学区域に関係なく市内どこからでも選択を認めることとしてまいりました。

この制度は、自然環境に恵まれた小規模の小学校で、心身の健康増進を図り、体力づくりを目指し、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件を付し、入学を認めるものです。保護者が小規模特認校に児童の入学を希望する場合は、保護者が通学状況や生活指導などについて十分に教育的な配慮をすることを条件に、白岡市教育委員会の指定する白岡市立大山小学校への入学を認めることとして、これまで制度の周知や特色ある教育の充実に取り組んでまいりました。

しかしながら、令和7年4月、西小学校との統合により、本制度は終了となったことから、これまでの取組の成果と課題を振り返る総括資料を作成しましたので、御報告いたします。

市といたしましては、本事業を通して得られた少人数の学習環境における指導の工夫や、異学年交流、体験活動の在り方等を、今後の教育施策の充実に生かしてまいります。

小規模特認校活性化推進事業の実施結果について

1 実施の経緯、趣旨

白岡市立大山小学校は、児童数の減少により、平成29年度から複数の学年の児童が同じ教室で学ぶ複式学級となる状況が発生していた。本市では任期付市費負担教職員を任用し、複式学級を解消するよう取り組んできた。本市では、大山小学校を地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付けていたことから、大山小学校および大山小学区の活性化のため、大山小学校を小規模特認校に指定し、令和3年4月1日より従来の通学区域は残したままで、大山小学校に通学区域に関係なく市内どこからでも選択を認めるものとした。

2 小規模特認校制度の概要

この制度は、自然環境に恵まれた小規模の小学校で、心身の健康増進を図り、体力づくりを目指し、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件を付し、入学を認めるものである。一般的に児童生徒の就学指定校は、教育委員会が定めた通学区域に応じて決定されるが、保護者が小規模特認校に児童の入学を希望する場合は、保護者が通学状況や生活指導などについて十分に教育的な配慮をすることを条件に、白岡市教育委員会の指定する白岡市立大山小学校への入学を認めるものである。

(1) 制度の対象及び定員

小規模特認校に入学又は転入学をすることができる児童は、市内に住所を有する者で、「小学校に入学を予定している者」または「小学校に在学している者」とする。定員は、児童の募集を行う小規模特認校に在学する児童数、実態等を勘案し、毎年度、教育委員会が当該小規模特認校と協議の上、決定する。

(2) 就学の条件

- ①自宅から学校までの通学は、保護者の責任において行うこと。
- ②就学する児童は、白岡市に住所を有し居住していること。

- ③保護者は、児童が従前の通学区域を越えて通学することから、登下校における安全確保、生活指導等に対する配慮が特に必要であり、これらを正しく理解し、学校の指導体制に協力すること。
- ④就学期間は、1年以上の通年通学に限るものとする。
- ⑤就学は原則として、年度当初からとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、年度の途中で就学することができる。
- ⑥就学許可後において申請の事実と異なったり、この制度の趣旨に添わない事実が生じたりした場合は、就学を取り消すことがある。

(3) 就学の申請と決定

- ・就学を申請する保護者は、指定校変更申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- ・教育委員会は、上記申請があった場合においては、速やかに就学の決定を行い、指定校変更許可・不許可通知書を保護者に送付するものとする。

3 小規模特認校制度施行（令和3年4月1日）までの流れ

時 期	内 容	備 考
令和2年 9月	小規模特認校制度説明会	大山小 体育館
令和2年10月	小規模特認校リーフレットを市内全小学校・幼稚園・保育所の児童・幼児の保護者に配付	白岡市教委
令和2年11月	「広報しらおか」及び白岡市HPに掲載	白岡市教委
令和2年 11月1日	白岡市立小学校小規模特認校実施要綱施行	白岡市教委
令和2年11月	就学時健康診断	白岡市教委 市内小学校
令和3年1月	保護者に入学期日・就学校の指定を通知	白岡市教委
令和3年4月	入学	大山小学校

4 制度開始からの保護者への周知方法

- ・ 広報しらおかへの掲載
- ・ 白岡市ホームページへの掲載
- ・ 各小学校保護者への各学校からのメール
送付
- ・ 各小学校保護者への案内チラシの配布
(右図)

その他、随時見学会を開催し、申込のあった児童に対して、教育指導課職員が直接説明を行った。



5 小規模の環境を生かした具体的な取組

(1) 少人数であることを生かした、個に応じたきめ細やかな指導の充実
少人数の学習環境を生かし、各教職員が、児童一人一人の理解度や学習状況に応じた指導を行った。授業においては、児童の発言や対話の機会を多く確保するとともに、個別の声かけや補充的な指導を行うことで、学習内容の定着を図った。また、教職員が児童の実態を日常的に把握しやすい環境であったことから、学習面・生活面の両面において、きめ細やかな指導を行うことができた。

(2) 異年齢の学習活動や校区の豊かな自然環境や、産業資源等を生かした体験活動の充実

異年齢の児童が関わり合う学習活動や行事を通して、上級生が下級生を支援したり、互いに学び合ったりする機会を意図的に設定した。また、梨畑や地元企業の見学など、校区の特色を生かした体験活動を取り入れることで、教室内の学習にとどまらない、実体験を重視した教育活動を推進した。これにより、児童の社会性や協調性を育むとともに、地域への理解を深める取組を実施することができた。

(3) iPadを使った学習環境デジタル化の先行実施

ICT機器を活用した学習環境の整備を進め、iPadを用いた学習を先行的に実施した。調べ学習や資料作成、発表活動などに活用することで、児

童が自ら考え、表現する学習活動の充実を図った。少人数であることから、機器の操作や活用方法についても丁寧な指導が可能となり、ICTを日常的に活用する学習環境の定着につながった。大山小学校における先行的な取組は、市内他校の取組にも広がり、市内のGIGAスクール化の推進に大きく貢献した。

(4) B & G 海洋センターでのスイミングスクールと連携した水泳学習

B&G 海洋センターと連携し、専門的な指導体制のもとで水泳学習を実施した。専門指導者による指導を受けることで、児童の泳力や水に対する安全意識の向上を図るとともに、質の高い水泳学習を行うことができた。学校外の施設や人材を活用した取組として、教育内容の充実につながった。

(5) 企業と連携して実施するイングリッシュ・キャンプ

企業と連携し、英語に親しむことを目的としたイングリッシュ・キャンプを実施した。英語を使った活動や体験を中心に行うことで、児童が英語を身近なものとして捉え、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成した。小規模校であることを生かし、児童一人一人が活動に参加しやすい環境の中で、英語学習への意欲を高める取組とすることができた。

6 成果と課題

(1) 成果

小規模特認校制度の導入により、児童数の大幅な増加や学級数の増加には至らなかったものの、小規模校の特性を生かした教育活動の充実という点においては、一定の成果が見られた。

少人数での学習環境の中で、児童は学習への意欲を高め、自己の考えを積極的に表現・発言する姿が多く見られた。また、異学年での関わりを通して、互いに支え合いながら活動する様子や、落ち着いた学校生活を送る姿が多く見られた。

教職員においても、児童一人一人の実態をより深く把握し、個に応じたきめ細やかな指導を行うことができたほか、学校全体で指導の方向性

を共有しながら教育活動を進めることができた。このように、教育活動の質の面では、小規模特認校制度の趣旨に沿った取組が効果的に展開されたと考える。

(2) 課題

一方で、小規模特認校制度を利用して入学した児童は2名にとどまり、大山小学校の児童数の減少傾向を食い止めるまでには至らず、学級数にも変更はなかった。

児童数が増加しなかった要因としては、通学に際して保護者による送迎が必要となる点が大きな負担となっていたことが挙げられる。実際に、制度に関する相談に来た保護者からも、通学手段や送迎の負担を理由に入学を見送ったとの声が聞かれた。

また、市内の他の小学校においても、それぞれの学校が地域の特色を生かした学校づくりに取り組んでおり、小規模特認校制度のみが選択肢として突出する状況にはなかったことも、結果として制度利用が限定的であった一因と考えられる。

(3) まとめ

小規模特認校制度は、小規模校の特性を生かした教育活動の充実という点において一定の成果を上げ、児童の学習意欲の向上や、落ち着いた学校生活の形成、教職員によるきめ細やかな指導の実現につながった。

一方で、通学に係る保護者の負担が大きいことなどから制度利用は限定的であり、当初の目的の一つであった児童数の確保や学級編制の改善といった目的を十分に達成するまでには至らなかった。

これらの成果と課題を総合的に踏まえ、本市においては、小規模特認校制度による児童募集という手法は一定の役割を果たしたものの、令和7年4月の西小学校との統合により、本制度は終了となった。

教育委員会としては、本制度を通して得られた少人数環境における指導の工夫や、異学年交流、体験活動の在り方等について、今後の学校教育の充実に生かしていくものとする。